

第5回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

（「総合的な対策」の主な実施状況）

令和2年8月20日

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」概要

平成28年6月に、再発防止策としてとりまとめ、着実に実施中。

総合的な対策

主な実施項目

全体 : **85** / 85 項目 実施中

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

27項目

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化
- ・ 整備管理者向けの研修・講習の拡充

(2) 法令違反の早期是正、不適合者の排除等

21項目

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

10項目

- ・ 監査対象の重点化による国の監査業務の見直し
- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

20項目

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け
- ・ ランドオペレーターに対する規制の新設

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

15項目

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

(1) 監査・処分の厳格化

悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等（一発取消し）の導入

監査において**輸送の安全に関わる重大な法令違反**が確認された場合、

- ・直ちに営業所の**全てのバスの使用を停止**するとともに、**輸送の安全確保命令**を発出、
- ・さらに、当該命令に従わない場合は**事業許可の取消処分**を行うこととした。

年度毎の全車両 使用停止処分件数	H28	H29	H30	R1
	2	1	2	1

輸送の安全に関わる重大な法令違反

- ・運行管理者不在
- ・全運転者健康診断未受診
- ・整備管理者不在に加え、全車両定期点検未実施

内訳

違反内容

運行管理者不在： 4件
全運転者健康診断未受診： 2件

対応

事業許可取消処分： 1件
事業廃止： 3件
運行管理者を選任して改善： 2件

運行管理者に対する行政処分基準の強化

従前の主な返納命令基準

以下の場合、運行管理者資格者証を返納

- ・自身が事業用自動車の運転の際に、酒気帯び運転、救護義務違反等を惹起
- ・運行の安全確保に関する違反の事実や拳証を隠滅、改ざん
- ・過労・酒気帯び・無免許運転、最高速度違反等を下命容認
- ・事業者が、著しい過労、全運転者健康診断未受診により30日事業停止（※統括運行管理者のみ返納）



平成28年12月以降に追加された主な返納命令基準（新基準）

輸送の安全確保命令等の
命令違反

甚大な被害の人身事故
+ 悪質な法令違反

事業許可取消し

監査を実施した営業所において選任されている
全ての運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命令
(法令違反に全く関与していない運行管理者は除く)

運行管理者資格証の返納命令数
(うち新基準に基づく命令件数)

	H28	H29	H30	R1
	3 (-)	4 (1)	4 (2)	8 (0)

背景

- 監査業務が未経験者の担当者でも、速やかに監査スキルを取得し、実効性・効率的な監査を行うことが必要。
- 加えて、平成30年度以降、監査を悪質事業者に重点化したことにより、1事業者あたりの違反数が増加し、処分内容の精査に時間を要しており、処理期間が延長している。

職場における研修等に加えて、運輸局、運輸支局職員等が円滑に業務改善等に取り組むための体制作りを行っていくために、全国統一的な監査マニュアル（特に新人監査官向け）を作成（令和2年3月）

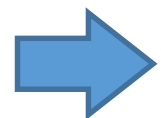
監査マニュアル

◇監査の流れ

- ・事前準備、流れ、進め方、注意点、聞き取り内容等について

◇監査の方法

- ・根拠法令
- ・確認帳票類
- ・調査手法



各地方運輸局へ監査マニュアルを配布し、新人監査官等の教育等に活用するよう依頼。
今後定期的に見直しを行う。

(3) 貸切バス事業者の安全情報(国土交通省にて公表)

○貸切バス事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項（安全情報）について、国への報告を義務付け。国は当該情報を平成28年12月からホームページで公表。
○ホームページにおいて、セーフティバスの取得状況、行政処分歴などから事業者を検索できる機能を平成31年3月に追加。
URL:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/bus/cgi-bin/search.cgi>

○貸切バス事業者の情報

- ・事業者名
- ・設立年度
- ・営業所の名称・所在地
- ・事業者団体の加入・非加入
- ・貸切バス事業者安全評価認定
(★、★★、★★★、なし)

○保有車両の情報（大型、中型、小型の別）

- ・保有車両数（両）
- ・車齢（年）（最新車齢、最古車齢）
- ・ドライブレコーダー搭載車両導入率（%）
- ・デジタル式運行記録計搭載車両導入率（%）
- ・先進安全技術搭載車両（ASV）導入率（%）

○運行管理・整備管理体制の情報

- ・運行管理者数（人）
- ・整備管理者数（人）

○運転者の情報

- ・運転者数（人）
- ・現在会社勤続平均年数（年）
- ・平均給与月額の水準（A, B, C, D）
運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額を基準額と比較して、
A：基準額と同額以上
B：基準額と同額未満からマイナス10%以上
C：基準額からマイナス10%未満からマイナス20%以上
D：基準額からマイナス20%未満

○事故・違反歴等（過去3年間）

- ・事故件数（件）（走行10万台キロ当たりの重大事故件数）
- ・行政処分（日車）

○外部機関による安全チェックの活用

- ・地方バス協会の適正化コンサルティング（○、×）
（過去3年間）
- ・民間認定機関の運輸安全マネジメント評価（○、×）
（過去3年間）

貸切バス事業者の安全情報の検索条件を指定してください

安全情報報告年度	<input type="text" value="平成30年度"/>
営業所の所在都道府県	<input type="text" value="全て"/>
事業団体への加入状況	<input type="checkbox"/> 加入事業者
貸切バス事業安全性評価認定	<input type="checkbox"/> ★★★ <input type="checkbox"/> ★★ <input type="checkbox"/> ★
保有車両の区分	<input type="radio"/> 大型 <input type="radio"/> 中型 <input type="radio"/> 小型 <input checked="" type="radio"/> 選択なし
行政処分歴	<input type="checkbox"/> 処分歴なし
事業者名	<input type="text"/>



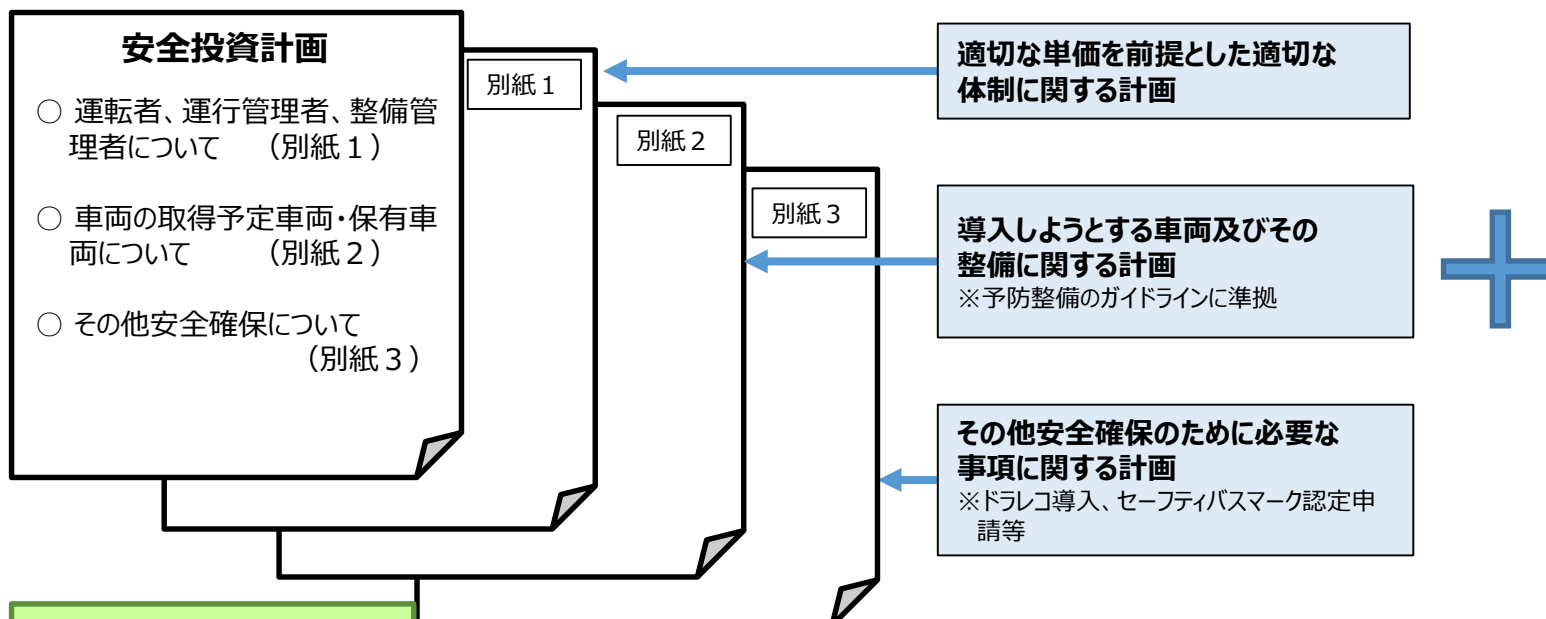
○利用上の注意

安全情報は事業者の事業年度末時点の情報ですので、ご利用時点では情報が変更となっている場合があります。最新の情報を確認したい場合は、直接貸切バス事業者にご確認をお願いいたします。
掲載されていない事業者は国に報告をしていない者です。

(4) 貸切バス事業許可の更新制の導入

- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。

H29.4~



事業収支見積書

	0年度	...	10年度
営業収入			
運送収入	〇〇円	...	〇〇円
旅客運賃	〇〇円	...	〇〇円
その他	〇〇円	...	〇〇円
運送雑収	〇〇円	...	〇〇円
合計	〇〇円	...	〇〇円
営業費用			
人件費	〇〇円	...	〇〇円
燃料油費	〇〇円	...	〇〇円
車両整備費	〇〇円	...	〇〇円
自動車リース料	〇〇円	...	〇〇円
車両修繕費	〇〇円	...	〇〇円
保険料	〇〇円	...	〇〇円
施設使用料	〇〇円	...	〇〇円
施設整備費	〇〇円	...	〇〇円
事故賠償費	〇〇円	...	〇〇円
運送使用料	〇〇円	...	〇〇円
その他	〇〇円	...	〇〇円
合計	〇〇円	...	〇〇円
営業利益	〇〇円	...	〇〇円
営業外収入			
金融収益	〇〇円	...	〇〇円
その他	〇〇円	...	〇〇円
合計	〇〇円	...	〇〇円
営業外費用			
金融費用	〇〇円	...	〇〇円
その他	〇〇円	...	〇〇円
合計	〇〇円	...	〇〇円
営業外利益	〇〇円	...	〇〇円
総営業利益	〇〇円	...	〇〇円
※旅客運賃収入			
旅客運賃(旅客運賃収入)	〇〇円	...	〇〇円

更新申請の現状

- 令和元年度末までに**更新期限を迎える2,230者**のうち、令和2年3月31日時点で1,536者が更新許可を受けており、事業廃止や申請辞退等により**退出した事業者は285者**。残りの409者については、更新許可基準を満たす者であるかどうか、審査中。
- 更新制の導入により、**更新期限を迎える事業者のうち約1割が退出**している。

更新	~H30.3	~H31.3	~R2.3
退出事業者数(累積)	88者	173者	285者

<参考>更新時期を迎えた事業者数(累積): (810者) (1,487者) (2,230者)

(5)貸切バス適正化機関の巡回指導の実施状況

- 平成29年8月から巡回指導を順次開始。昨年度までに全ブロックで対象事業者を概ね一巡し、二巡目を開始している。
- 今年度の巡回指導は、緊急事態宣言が解除された5月まで実施を延期しており、解除後は、各都道府県の外出自粛協力要請や事業者の運行状況等を踏まえ、順次再開している。(6月件数131件、対前年同月比約△59%。7月件数258件、対前年同月比約△25%。)

ブロック	名称	代表者	指定日/ 巡回指導 開始日	管内 事業者数等※ (H31.2.1現在)	令和元年度の負担金	巡回指導件数/通報件数※			
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計※
北海道	(一社)北海道貸切バス適正化センター	佐藤 馨一 (北海道大学名誉教授)	H29.6.30 H29.9.1	事業者 242 営業所 342 車両 3,245	1営業所あたり66,940円、 1両あたり4,710円の併用	69件	186件 通報:1件	229件	484件 通報:1件
東北	(一財)東北貸切バス適正化センター	北村 治 (前宮城県バス協会専務理事)	H29.6.8 H29.8.10	事業者 380 営業所 537 車両 5,058	1営業所あたり45,600円、 1両あたり5,880円の併用	86件 通報:3件	248件	328件	662件 通報:3件
関東	(公財)関東貸切バス適正化センター	たかのほし ゆうじ 鷹箸 有宇壽 (前運輸審議会会長)	H29.5.12 H29.8.9	事業者 1,266 営業所 1,743 車両 15,158	1営業所あたり83,830円、 1両あたり12,500円の併用	386件	917件 通報:1件	1,213件 通報:7件	2,516件 通報:8件
北信	(一社)北陸信越貸切バス適正化センター	佐々木桐子 (新潟国際情報大学准教授)	H29.6.29 H29.8.9	事業者 266 営業所 339 車両 3,155	1事業者あたり25,330円、 1営業所あたり39,750円、 1両あたり4,280円の併用	89件 通報:1件	136件 通報:3件	211件 通報:2件	436件 通報:6件
中部	(一財)中部貸切バス適正化センター	加藤 博和 (名古屋大学教授)	H29.5.25 H29.9.4	事業者 413 営業所 530 車両 5,761	1営業所あたり40,730円、 1両あたり3,720円の併用	127件	275件	206件 通報:1件	608件 通報:1件
近畿	(一財)近畿貸切バス適正化センター	東 真也 (元大阪バス協会会長)	H29.6.19 H29.8.21	事業者 459 営業所 664 車両 6,847	1営業所あたり41,710円、 1両あたり4,050円の併用	70件 通報:1件	267件 通報:2件	283件 通報:4件	620件 通報:7件
中国	(一社)中国貸切バス適正化センター	田中 一範 (田中倉庫運輸(株)社長)	H29.5.30 H29.8.24	事業者 318 営業所 415 車両 3,188	1営業所あたり53,500円、 1両あたり4,700円の併用	88件	190件 通報:1件	240件 通報:1件	518件 通報:2件
四国	(一社)四国バス協会	清水 一郎 (愛媛県バス協会会長)	H29.5.16 H29.8.24	事業者 145 営業所 176 車両 1,405	1営業所あたり110,000円	70件	58件	63件	191件
九州	(一社)九州貸切バス適正化センター	原 重則 (元九州トラック協会会長)	H29.5.30 H29.8.23	事業者 440 営業所 618 車両 5,610	1営業所あたり56,380円、 1両あたり6,220円の併用	89件 通報:2件	295件 通報:6件	330件 通報:2件	714件 通報:10件
沖縄	(一社)沖縄県バス協会	小川 吾吉 (株)琉球バス交通社長)	H29.6.26 H29.8.29	事業者 62 営業所 72 車両 1,161	1営業所あたり105,000円、 1両あたり7,000円の併用	27件 通報:1件	58件	50件	135件 通報:1件
全国				事業者 3,991 営業所 5,436 車両 50,588		1,101件 通報:8件 (うち、退出3件※)	2,630件 通報:14件 (うち、退出5件※)	3,153件 通報:17件 (うち、退出4件)	6,884件 通報:39件 (うち、退出12件)

※通報件数は、巡回指導を行った事業者のうち、国の監査対象(指導拒否、緊急を要する重大違反の確認、改善項目の未改善又は未報告)となる事業者数を計上。

※累計、退出件数は、令和2年3月31日現在。

国土交通省の自動車部局と観光部局の連携(貸切バス事業者及び旅行業者の相互通報)

- 平成24年4月に発生した関越道ツアーバス事故を受け策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」(平成25年4月)に基づき、貸切バス事業者に下限割れ運賃により道路運送法の違反があった場合、国土交通省の自動車部局から観光部局に対して通報。
- 軽井沢スキーバス事故を受けて、平成28年1月から観光部局から自動車部局への通報も実施(相互通報化)。

通報者→処分者	通報・処分の実績	
	※通報には、複数の事業者が含まれることがある。	
自動車部局→観光部局	平成30年度	通報 35件→処分15件、処分なし 5件、調査中15件
	令和元年度	通報 60件→処分 5件、処分なし 0件、調査中55件
	累計(平成28年1月~)	通報156件→処分45件、処分なし33件、調査中78件
観光部局→自動車部局	平成30年度	通報 0件→処分 0件、処分なし 0件、調査中 0件
	令和元年度	通報 4件→処分 0件、処分なし 3件、調査中 3件
	累計(平成28年1月~)	通報104件→処分19件、処分なし84件、調査中 3件

(令和2年3月31日現在)

貸切バスの運賃・料金、手数料の通報窓口

- 軽井沢スキーバス事故を受け策定された総合的とりまとめに基づき、運賃の下限割れ等について自動車部局の通報窓口及び専門家からなる貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口を設置(平成28年8月)。
- 運賃・料金に関しては自動車部局が、手数料に関しては貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口が担当し、関係部局と連携。

通報窓口	通報・処分の実績	
	※通報には、複数の事業者が含まれることがある。	
自動車部局	平成30年度	通報 71件→処分 2件、処分なし 68件、調査中 5件
	令和元年度	通報 43件→処分 0件、処分なし 41件、調査中 8件
	累計(平成28年8月~)	通報245件→処分17件、処分なし249件、調査中14件
貸切バスツアー適正取引推進委員会	平成30年度	通報 7件→処分 0件、処分なし 2件、調査中 5件
	令和元年度	通報 6件→処分 0件、処分なし 6件、調査中 0件
	累計(平成28年8月~)	通報 59件→処分 0件、処分なし 51件、調査中 8件

(令和2年3月31日現在)

(7) 手数料等の取引の明確化（手数料等の記載の義務化）

平成28年11月～

運送申込書／引受書の記載事項に、運賃・料金の上限・下限額の記載を義務付ける。

令和元年8月～

運送申込書／引受書の記載事項に、運送申込者に対して支払う手数料等の記載を義務付ける。

令和2年4月～

毎事業年度、国へ報告する事業報告書の記載事項に、手数料等の記載を義務付ける。

運送申込書／運送引受書・乗車券

様式(例)

運賃	円(上限額: 円 下限額: 円)
料金	円(上限額: 円 下限額: 円) (料金の種類:)
消費税	円
実費(税込) (実費の詳細:)	円
合計請求額	円
手数料等	手数料金額(税込) 円
	月払・年払等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	その他経費等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

上下限額を記載

名目に関わらず、旅行者等に支払う額を記載

事業報告書(損益明細表)

一般旅客自動車運送事業損益明細表		年 月 日から 年 月 日まで		住 所 事 業 者 名
(単位: 千円)				
営業収益	運送収入	旅客運賃		
		その他		
営業費用	運送雑収	ガソリン費		
		軽油費		
費用	運送費	燃料油脂費	LPガス費	
			その他	
		修繕費	事業用自動車	
			その他	
		減価償却費	事業用自動車	
			その他	
		保険料		
		施設使用料		
		自動車リース料		
		施設賦課税		
事故賠償費				
道路使用料				
	その他			
一般管理費	人件費			
	その他			
営業損益		合計		
営業外収益	金融収益			
	その他			
営業外費用	金融費用			
	その他			
経常損益		合計		

<手数料等について>
手数料以外の名目で旅行者等に対して旅費、会議費、交際費等運送費の「その他」に計上される経費を支払う又は支払った場合であって当該支出名目の実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は手数料等として取り扱う。

手数料等	
その他	

名目に関わらず、旅行者等に支払った年間額を記載

区分けを細分化

(8) 旅行サービス手配業に係る規制の運用状況

背景

- 旅行サービス手配業者(いわゆるランドオペレーター)に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。



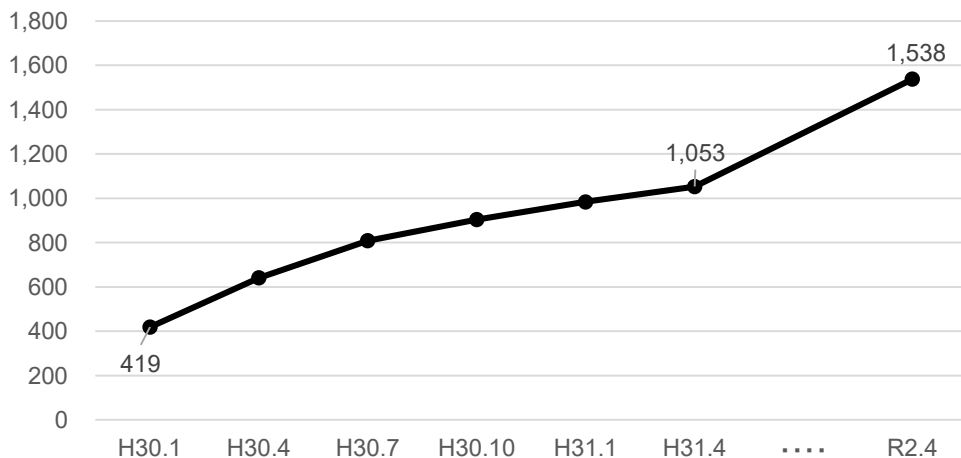
旅行業法の改正

※平成30年1月4日施行

- ① 旅行サービス手配業者の登録制を創設(第23条)
- ② 旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者(※)の選任を義務づけ
(※:研修及び効果測定にて資格取得) (第28条第1項)
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け(第28条第6項)
- ④ 書面交付を義務付け(第30条)
- ⑤ 違法な営業を行っている土産物店への連れ回し等禁止事項を明示(第31条、32条)→(施行規則第52条)
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備(第36条、第37条、第74条等)

旅行サービス手配業者の登録状況

登録者数 **1,538**者
(令和2年4月1日現在)



- アジア圏からのインバウンドの増加を受けて、登録数は増加傾向。
- 事業者は、法人登録が約7割、個人登録が約3割。
- 主に運送サービスの手配を行う事業者が約8%、宿泊サービスの手配を行う事業者が22%、運送・宿泊両方の手配を行う事業者が63%となっている。
- 貸切バスの運賃の下限割れ違反等に関与した疑いのある旅行サービス手配業者の情報を把握した場合、登録行政庁である都道府県に情報提供し、適切な対応を依頼。

審議内容

- ◆ **自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性**
- ◆ **未だ取組の途上にある事業者への対応と取組の深化を促進する必要性**
- ◆ **効果的な評価実施のための国の体制強化の必要性** 等

答申内容

自動車輸送分野における措置

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

- **今後5年間(平成29年度～令和3年度)で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認**
- 貸切バス事業者が行政処分を受けた場合、**運輸安全管理評価を事業許可更新の要件化**

自動車輸送分野における取組を促進するための方策

- トラック事業者、タクシー事業者の**適用範囲を拡大(300両以上保有 → 200両以上保有)**
- 努力義務事業者に対する各種**インセンティブの付与**

全分野共通の措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- 事業環境や社会環境の変化(職員の高齢化、自然災害・テロ・感染症等の新たなリスク等)に対し、経営トップの認識と組織全体としての対応を促進
- 運輸安全管理評価における重点確認事項の拡充
- 安全統括管理者会議の創設
- 国土交通大臣表彰制度の創設
- 中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進

国の体制の強化

- 評価を実施する国の職員の人材育成の強化

情報通信技術の運輸安全管理分野への活用

- ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩等の情報通信技術活用の検討

- ・令和3年度までに全ての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施。
- ・令和元年度も引き続き、計画に基づいて運輸安全マネジメント評価を実施した。

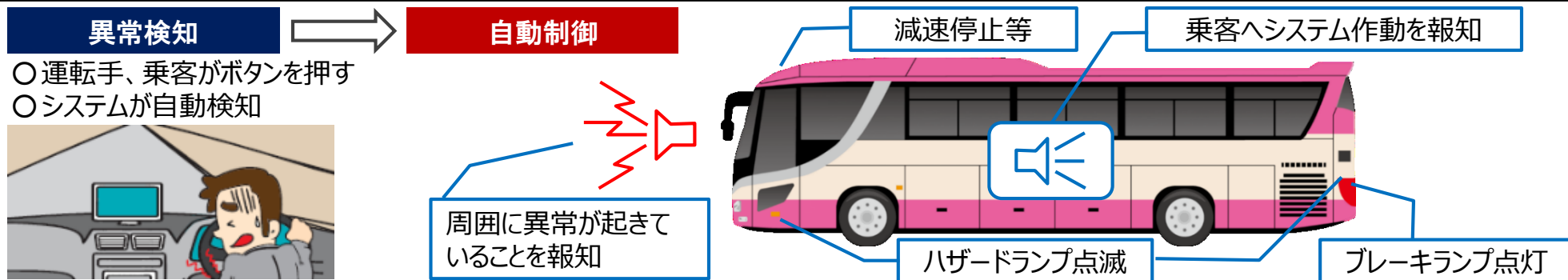
○貸切バス事業者に対する評価の実施状況について(2020(R2)年3月末時点)

	2016(H28)年度 末までの 実施合計	2017(H29)年度		2018(H30)年度		2019(R1)年度		2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	計画合計
	実施済	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	計画	計画
未実施事業者への 評価実施数	750 <small>(年度毎の実施率)</small>	710	784 <small>(110.1%)</small>	710	743 <small>(104.6%)</small>	710	567 <small>(79.9%)</small>	710	554	4144
年度末時点の 未実施残事業者数	3394 <small>(通算の実施率)</small>	2684	2610 <small>(37.1%)</small>	1974	1867 <small>(55.0%)</small>	1264	1300 <small>(68.6%)</small>	554	0	

注)2019(R1)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月の評価を中止した。
 なお、2020(R2)年度4月～6月も同様の理由により評価を中止した。

(11) ドライバー異常時対応システムについて

- ドライバーの異常に起因する事故が年間200～300件発生。
- 国土交通省では、ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合に異常を検知し車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」の開発・実用化・普及を促進するため、産学官連携により当該システムの設計における指針を示すガイドラインを策定（基本型、発展型（高速道路版）、発展型（一般道路版））。
- なお、2018年7月には運転手や乗客が非常停止ボタンを押すことにより車両を減速して停止させるシステムを搭載した大型観光バスの販売が開始。



異常検知

1. 押しボタン方式

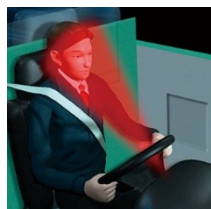
- 運転者による押しボタン
- 乗客による押しボタン



日野自動車HPより

2. 自動検知方式

- システムがドライバーの姿勢崩れ、閉眼状態、ハンドル操作の有無等を監視し、異常を検知



日野自動車HPより

自動制御

1. 単純停止方式

徐々に減速して停止（操舵なし）

2. 車線内停止方式

車線を維持しながら徐々に減速し、車線内で停止（操舵は車線維持のみ）

3. 路肩等退避方式

車線を維持しながら徐々に減速し、可能な場合、車線変更しつつ、路肩等に寄せて停止

基本型のガイドライン策定（2016年3月）

発展型（路肩等退避型）の高速道路版のガイドライン策定（2018年3月）

停止回避場所を避ける機能を追加した発展型（路肩等退避型）の一般道路版のガイドライン策定（2019年8月）

- 大型車は事故発生時の被害が大きくなる可能性が高いため、トラック・バスに対して、平成26年11月より順次衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)及び車両安定性制御装置(EVSC)を、平成29年11月より順次車線逸脱警報装置(LDWS)を装備義務付け。
- これらのASV装置を搭載した車両に対し、平成19年度より事業用自動車の購入補助を、平成24年度より税制特例措置を実施。

○基準策定

対象	衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置	車線逸脱警報装置
車両総重量 22t超のトラック	(新型)平成26年11月～ (継続)平成29年9月～	(新型)平成29年11月～ (継続)令和元年11月～
車両総重量 20t超22t以下のトラック	(新型)平成28年11月～ (継続)平成30年11月～	(新型)平成30年11月～ (継続)令和2年11月～
車両総重量 8t超20t以下のトラック	(新型)平成30年11月～ (継続)令和3年11月～	(新型)平成30年11月～ (継続)令和3年11月～
車両総重量 3.5t超8t以下のトラック	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～
車両総重量 13t超のトラック	(新型)平成26年11月～ (継続)平成30年9月～	(新型)平成30年11月～ (継続)令和2年11月～
車両総重量 12t超のバス	(新型)平成26年11月～ (継続)平成29年9月～	(新型)平成29年11月～ (継続)令和元年11月～
車両総重量 5t超12t以下のバス	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～
車両総重量 5t以下のバス ※	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～	(新型)令和元年11月～ (継続)令和3年11月～

※車両総重量5トン以下のバスに係る車両安定性制御装置は、(新型)平成27年9月～、(継続)平成29年2月～

○補助制度

※令和2年度

(自動車事故対策費補助金8.7億円の内数)

補助対象装置	補助対象車種	補助率	補助上限額
① 衝突被害軽減ブレーキ	・3.5トン超20トン以下のトラック ・12トン以下のバス	1/2	トラック 100,000円 バス 150,000円
② 車線逸脱警報装置 ・ふらつき注意喚起装置 ・車線維持支援制御装置	・3.5トン超22トン以下のトラック (13t超トラック含む) ・12トン以下のバス ・タクシー		50,000円
③ 車両安定性制御装置	・3.5トン超20トン以下のトラック ・5トン超12トン以下のバス		100,000円
④ ドライバー異常時対応システム	・バス		100,000円
⑤ 先進ライト	・3.5トン超のトラック (13t超トラック含む)		100,000円
⑥ 側方衝突警報装置	・3.5トン超のトラック ・バス		50,000円
⑦ 統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス		100,000円

※補助対象車種のトン数表記は、車両総重量を示す。

※1車両あたり複数の装置を装着する場合にあっては、1車両あたり上限150,000円(バスは300,000円)

※中小企業者に限る。但し、貸切りバス事業者に限り大企業も対象。その場合の補助率、補助上限額は次の通り

補助率:1/3 補助上限額:①100,000円②33,000円③67,000円④67,000円⑤33,000円⑥33,000円⑦67,000円

○税制特例

※令和2年度

特例の内容	自動車重量税	自動車税
1装置装着 車線逸脱警報装置	25%軽減	取得価格から175万円控除
2装置装着 衝突被害軽減ブレーキ 車線逸脱警報装置	50%軽減	取得価額から350万円控除

対象自動車		対象期間	
車種	車両総重量	自動車重量税	自動車取得税・自動車税
トラック	3.5トン超22トン以下	平成30年5月1日～ 令和3年4月30日	令和元年4月1日～ 令和3年3月31日
バス	12トン以下		

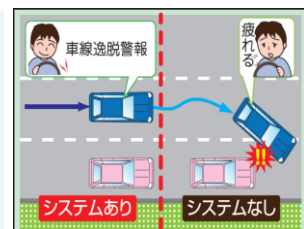
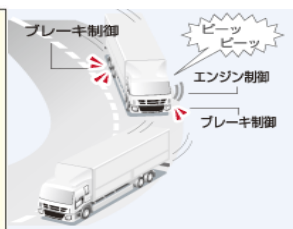
※各種重量区分毎に対象期間、税率等が異なる

※自動車取得税廃止後のR.1.10以降は自動車税の環境性能割の特例として措置

衝突被害軽減ブレーキ

車両安定性制御装置

車線逸脱警報装置



ドライバー異常時対応システム

先進ライト

側方衝突警報装置

統合制御型可変式速度超過抑制装置

